

堺市立健康福祉プラザボランティア登録について

1. ボランティア登録の方法について

プラザボランティア登録希望者は、ボランティア説明会を受講した上で、活動を希望する方はボランティア登録申請書を提出してください。

*ボランティア説明会は5月、8月、11月、2月に実施

2. ボランティア登録証と登録の更新について

(1) ボランティア登録者には、健康福祉プラザボランティア登録証を送付します。このボランティア登録証は、ボランティア活動時に名札として使用しますのでボランティア活動をされる時には必ずご持参ください。

(2) ボランティア登録の更新は、原則2年に1度とします。

3. ボランティア活動の情報提供について

ボランティア登録をしていただいた方には、スポーツセンターから、3か月毎（2月・5月・8月・11月頃を予定）にスポーツセンター事業の情報提供と共にボランティア活動の募集情報を送付させていただきます。

4. ボランティア活動に関する研修等について

(1) 障害に関する理解を深めるため、ボランティア対象に実施する研修会に参加できます。

(2) ボランティア登録をされた方々が交流を図る機会として、年1回交流会を開催します。

5. 保険について

(1) 健康福祉プラザ内におけるボランティア活動中の事故等は施設賠償保険の対象となります。但し、健康福祉プラザまでの行き帰りの道中については、施設賠償保険の対象外となりますので、社会福祉協議会のボランティア保険に加入されることをお勧めいたします。

(2) 社会福祉協議会のボランティア保険に加入を希望される場合は、健康福祉プラザボランティア登録証と保険料（300円～600円*保険内容によって保険料が異なります。ボランティア登録者ご本人が補償内容をご確認いただき保険料を決めてください）をご持参いただき、健康福祉プラザ4階市民交流センターでお申込みください。但し、ボランティア保険加入手続きの都合上、健康福祉プラザでの活動初日の10日前までに、保険料をご持参いただきますようお願いいたします。（*お近くの区役所内、社会福祉協議会ボランティア相談コーナーでも加入可能です。）

6. ボランティア活動時の健康福祉プラザまでの交通手段について

出来る限り公共交通機関を利用してお越しください。但し、公共交通機関の利用が障害等の理由で困難な方は、お車でのご来館も可能です。ご来館時にお申し出ください。

7. ボランティア活動における禁止行為について

ボランティア登録をしていただいたみなさまに気持ちよく活動していただくために、次の禁止事項を設けています。ご理解ご了承をいただいた上でボランティア登録をお願いいたします。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 法令等に反する行為
- (3) 選挙運動、営利活動又は宗教の勧誘若しくはこれに類する行為
- (4) ボランティア活動で知り得たプライバシーを漏洩する行為
- (5) 職員の指示に反する行為又はプラザの管理運営を妨害する行為
- (6) その他、健康福祉センター長が不相当と判断した行為

8. その他

市民交流センター、生活リハビリテーションセンター、スポーツセンター、視覚聴覚障害者センターが募集するボランティア活動（*個人に依頼する活動）において、①活動時間が1日3時間以上の場合「500円分のクオカード」 ②活動時間が1日3時間以上で正午を挟む場合「1,000円分のクオカード」をお渡しいたします。

【お問合せ先】

堺市立健康福祉プラザ 市民交流センター
担当：畑野、大内

〒590-0808

堺市堺区旭ヶ丘中町4丁3番1号

TEL 072-275-5017

FAX 072-243-0330